



羽の情報便

平成二十三年
度税制改正法②

平成23年度税制改正法案と、東日本大震災の復興財源確保に係る特別措置法案が、公布・施行されました。前号に続きまして、その主な項目についてご説明します。

1. 欠損金の繰越控除

欠損金の繰越控除制度とは、青色申告書を提出した事業年度の欠損金、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失及び連結欠損金の繰越控除制度を言います。

(1) 青色欠損金の繰越控除制度及び災害損失金の繰越控除制度における控除限度額が、その繰越控除をする事業年度の繰越控除前の**所得金額の80%相当額**とされ、連結欠損金の繰越控除制度における控除限度額が、その繰越控除をする連結事業年度の繰越控除前の**連結所得金額の80%相当額**とされます。

(中小法人等については、現行通り控除限度額に制限はありません。)

上記の改正は、**平成24年4月1日以後に開始する事業年度**について適用されます。

(2) 青色欠損金、災害損失金及び連結欠損金の繰越期間が現行の7年から**9年に延長**されます。

(その欠損金が生じた事業年度の帳簿書類の保存が適用要件とされます。)

上記の改正は、**平成20年4月1日以後に終了した事業年度**において生じた欠損金について適用されます。

2. 更正の請求

更正の請求とは、申告所得額が過大であった場合等に、納税者がその修正を求める手続きを言います。

その納税者が申告税額の減額を求めることができる「更正の請求」の期間(改正前1年)が**5年に延長**され、併せて、課税庁が増額更正できる期間(改正前3年のもの)が5年に延長され、これにより基本的に、納税者による修正申告・更正の請求、課税庁による増額更正・減額更正の期間が全て一致されることとなります。

但し、贈与税及び移転価格税制に係る法人税に係る更正の請求期間(改正前1年)については6年に、法人税の欠損金に係る更正の請求期間(改正前1年)については**9年**にそれぞれ延長され、脱税の場合の課税庁による増額更正期間は、現行どおり7年となります。

上記の改正は、**平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税**について適用されますが、平成23年12月2日前に法定申告期限が到来し、更正の請求期間を過ぎた国税については、「**更正の申出書**」(提出期限はそれぞれ法定申告期限から、所得税:3年以内、法人税:5年以内(原則)、相続税:3年以内、贈与税:6年以内、消費税:3年以内)を提出することができることとされました。



当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務! <http://keiri-jimu.srv7.biz>
- ◆ スタッフブログ更新中!
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載!
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。
■まぐまぐ! (<http://www.mag2.com/>) ■melma! (<http://melma.com/>)

お客様からのQ & A

従業員が増えた影響で事務所の至る所が弱ってきました。今年だけで修繕に3千万円も使いましたが、これってすべて経費計上できるでしょうか？

修繕費なのか？固定資産計上なのか？迷われる場合があると思います。固定資産の修理か改修に伴って、価値が高まったり、耐用年数を延長するような場合は固定資産計上が必須です。例えば何億円かかる修繕費であつても、修繕としての費用ならば、全額修繕費として損金計上できるはず。税理士の中には、多額の修繕費を資産計上する方も多いのです。修繕費としての内容 要は「価値が高まらない」「耐用年数が延びない」のであれば、無条件で費用計上できます。税務調査でも問題として指摘されることはあまり考えられないそうです。しかし、金額が大きい修繕の場合、本当に「修繕費」に該当するかどうかについて、税務調査では確認を求めてくる可能性があるとのことです。その対応策としては、修繕前、修繕後の証拠写真や工事見積書などの明細を保管し、その明細書や見積書には、「修繕」という文字を書いてもらい、修繕であることを明らかにしてもらおうと良いと思います。建設業者さんは、「増改築」や「改装」といった単語を使いながらるそうです。その点を気をつけてチェックしておきましょう。



税金まめ知識（第57回）消費税は誰が負担しているの？

消費税は商品等を消費する消費者が負担しています。

しかし、消費税は売上代金に上乗せした5%分の金額を預かったお店が納税することになっていますので、負担者と納税者が異なっています。

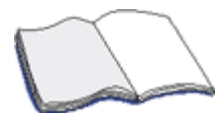
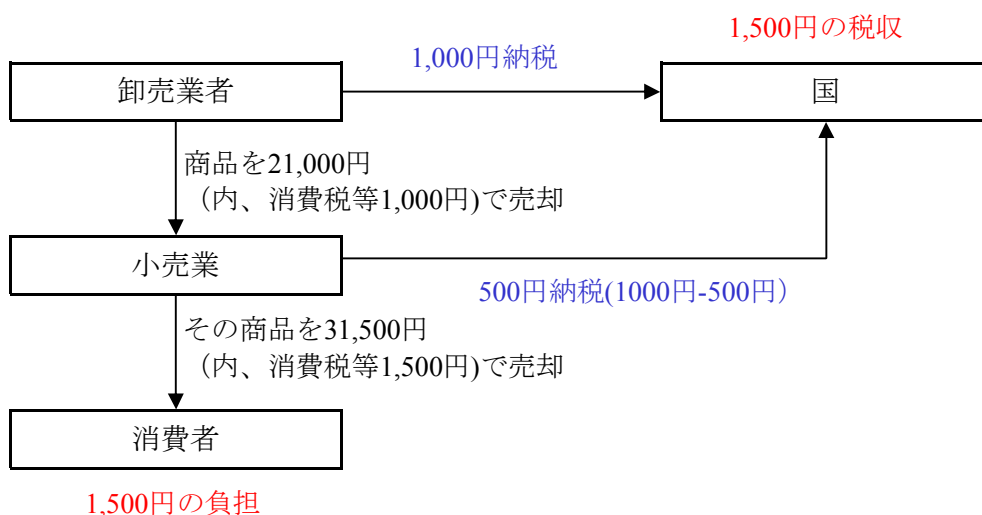
所得税のように負担者と納税者が同じ税金を「**直接税**」と言います。また、消費税のように負担者と納税者が異なる税金のことを「**間接税**」と言います。

消費税は消費者が負担しているということを、例にとって説明します。

卸売業者が小売業者に商品を21,000円（内、消費税等1,000円）で売り、その小売業者はその商品を消費者に31,500円（内、消費税等1,500円）で売りました。この場合に卸売業者は小売業者から預かった消費税等1,000円を納めることになります。

一方の小売業者は消費者から預かった消費税等1,500円から卸売業者へ支払った消費税等1,000円を差し引いて500円を納めることになります。

この一連の取引で納められた消費税等は卸売業者の1,000円と小売業者の500円で合わせて1,500円になります。この1,500円というのは、消費者が商品を買う時に小売業者に支払った消費税等1,500円と一致します。つまり、消費者が消費税等を負担しているということなのです。



3月の税務カレンダー

3月15日(木) <期限>

平成23年分所得税の確定申告
所得税確定損失申告書の提出
平成23年分所得税の総収入金額報告書の提出
確定申告税額の延納の届出書の提出
個人の青色申告の承認申請
平成23年分贈与税の申告



4月2日(月)

個人事業者の23年分の消費税・地方消費税の確定申告

4月2日(月)

1月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>

7月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

税金用語のお勉強(8)

~なんだか難しい税金用語の意味わかりますか?~



「同一生計親族」って何?

「同一生計親族」とは、「財布を一緒にして生活している身内」のことです。必ずしも同居しているか否かだけで判断はされません。例えば、成人して都会で働いている子が、収入の少ない田舎の親に定期的に仕送りをしてその生活を補助していれば、子と親は同一生計になります。また、親子が同一の家屋に住んでいたとしても、いわゆる二世帯住宅で、一階には親である老夫婦が、二階には息子夫婦と孫が暮らし、食事や家計費を親子で完全に分けて生活しているならば、老夫婦と息子夫婦は同一生計にはなりません。

「青色事業専従者」って何?

「青色事業専従者」とは、青色申告者と生計をともにする配偶者その他の親族で、専らその居住者の営む不動産所得、事業所得または山林所得を生ずる事業に従事する者のことをいいます。専従者として扱われるためには、1年のうち、6か月超の期間、その親族の青色申告者の経営する事業に従事する必要があります。学生や他にも仕事に就いている人の場合には、原則としてその期間は、事業に従事していたとしても、専従者にはなりません。



ちょっとコーヒーブレイク! 知ってるようで知らないお話。

雑学王のつぶやき(31)

似ているけれど・・・違いは何?



■「叔父叔母」と「伯父伯母」

「叔父叔母」は、自分の両親の弟妹とその配偶者および夫を指します。また、「伯父伯母」は、自分の両親の兄弟の配偶者および夫を指します。

■「かがむ」と「しゃがむ」

お尻の位置が異なります。お尻が膝より上の状態は「かがむ」、お尻より下になれば「しゃがむ」と言います。

■「ピクニック」と「ハイキング」

「ピクニック」は、主に食事を目的とした野外レクリエーションのことを指します。「ハイキング」は、目的地を目指して自然散策することを指します。

■「腹ばい」と「うつぶせ」

寝っころがっている本人に意識があるかどうかの違いです。「腹這い」は、単にお腹を下に向けてけっころがることを指しますが、「うつぶせ」は、そのまま意識を失って寝ている状態を指します。



今月のコラム

三寒四温といいますが、一雨ごとにだいぶ春らしくなってきました。ただ、例年に比べ、三月に入っても寒さが続いたため、桜の開花がだいぶ遅れているそうです。桜の花芽はスムーズに休眠から目覚めても、その後に寒さが長引くと、開花は遅れ気味になるようです。毎年、春に美しい花を咲かせる桜の花芽は、前年の夏に実は作られています。しかし、桜の葉から出される開花抑制物質（休眠ホルモン）のため、ある程度以上は生長することがないそうです。冬の訪れとともにその後は休眠状態になります。休眠した花芽は、一定の期間、低温にさらされることでその眠りから覚め、開花の準備を始めます。今年は、この眠りからさめてからの温度上昇がなかなかないために遅れているとのことです。春の定番といえばお花見です。当社の近隣にも上野公園や隅田川、新宿御苑などいくつものお花見スポットがあります。昨年は震災の影響でいま一つ盛り上がりには欠けましたが、今年は、大いに仲間や家族で楽しめそうです。確定申告の多忙な時期もひと段落つき、これから楽しい春を満喫したいと思います。花粉症の方には辛く苦しい季節ですが、お仕事頑張ってくださいませ。



会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～

法人：入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

◆伝票貼付サービス料金

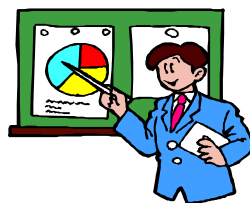
月額 3,150円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp



花粉症に負けず
お仕事頑張らしましょう！

